スルガ銀行対日本アイ・ビー・エム事件 -2012年3月29日東京地方裁判所-

2012.9.11 安保洋子 國澤勇人

もくじ

1. 本件プロジェクトの本訴請求に関する事実	3
2. 本件プロジェクトの反訴請求に関する事実	4
3. 本件で裁判所が判断した争点	5
4. 争点に関する裁判所の判断	6
5. 考察(PM義務の発生根拠, PM義務の内容)	18
6. まとめ	31

1.本件プロジェクトの本訴請求に関する事実

1	平成16年9月29日	本件基本合意書①の締結
2	平成16年9月30日	IBM支援サービス契約を締結、要件定義#1を開始
3	平成16年12月29日	本件基本合意書②の締結
4	平成16年12月29日	IBMシステム・インテグレーション契約を締結、要件定義#2を開始
5	平成17年9月30日	本件最終合意書の締結
6	平成17年12月12日	開発手法およびスコープの変更を提案
7	平成18年3月~5月	BRD (Business Requirement Definition)開始
8	平成18年6月~	FIS社の担当者がより深く関与する形に体制が改善
9	平成18年12月22日	スルガ銀行の追加負担費用額の減少
10	平成19年4月18日	パッケージソフトの変更を提案
11	平成19年5月9日	白紙に戻すという趣旨の書面を支付
12	平成19年7月18日	スルガ銀行による解除の意思表示

2.本件プロジェクトの反訴請求に関する事実

1	平成18年3月31日	本件未払個別契約①の締結
2	平成18年9月29日	本件未払個別契約②の締結

3.本件で裁判所が判断した争点

争点1	本件最終合意書に記載された支払金額等の拘東力
争点2	本件プロジェクトが頓挫したことについての帰責事由
	①IBMのプロジェクト・マネジメント義務違反の有無
	②スルガ銀行の協力義務違反の有無
争点3	スルガ銀行の損害額
争点4	IBMからスルガ銀行に対する反訴請求の可否

争点1 本件最終合意書に記載された支払金額等の拘束力について

【結論】法的拘束力は否定

本件最終合意書1条及び8条ただし書によれば,本件最終合意書に記載された原告の支払金額の法的拘束力については原告と被告との間で本件プロジェクトの各局面における義務を定めた個別契約が締結されることを前提条件として生ずるものとされていると解すべきである。

そして、本件最終合意書1条記載の個別将来契約のうち、(中略)個別契約の大半が未締結であることが認められる。そうすると、上記支払総額が法的拘束力を有するに至る程度に条件が充たされているとはいえないので、被告の債務不履行又は不法行為の成立をいう原告の上記主張は採用することができない。

争点1 本件最終合意書に記載された支払金額等の拘束力について

上記支払総額の規定が設けられたのは当事者が目標とする重要な指針を定める趣旨であることは疑いのないところであり,本件最終合意書が交わされた平成17年9月30日の時点において,被告は,本件システム開発のコスト見積りの前提となる基礎数値を確定させて原告の支払金額を決めたものであることなどからすれば,上記支払総額の規定された本件最終合意書が交わされたとの事情が,被告の信義則上ないし不法行為上の義務違反の有無を考慮するに当たりを意味を有し得るものであることを否定するものではない。

争点2

本件プロジェクトが頓挫したことについての帰責事由

①IBMのプロジェクト・マネジメント義務違反

【結論】プロジェクト・マネジメント義務違反を認定

開発方法の検証又は検討が不十分

被告は、上記のとおり、Corebankについて当初は現行踏襲型アプローチの開発手法を採用して要件定義書を作成するまでに至ったが、その開発手法に誤りがあるとしてIBBRDを行ったのであり、さらに、IBBRDは十分にパッケージ・ベース・アプローチの手法に沿っていないので変更が必要であるとして、新BRDを実施するに至ったものである。上記のように開発方法について基本的なやり直しをしなければならなかったのであるから、被告は、Corebankを利用した場合の適切な開発方法についてあらかじめ十分な検証又は検討をしていたものということはできない。

争点2

本件プロジェクトが頓挫したことについての帰責事由

①IBMのプロジエクト・マネジメント義務違反

【結論】プロジェクト・マネジメント義務違反を認定

パッケージの機能や充足度の検証または検討が不十分

被告が,原告との間で本件プロジェクトを開始するに当たり,基幹系のパッケージソフトウェアとしてCorebankを採用する上で,その機能や充足度についてあらかじめ十分な検証又は検討をしたものということはできない。

パッケージを利用する場合の開発体制が不十分

パッケージ型システム開発においては、パッケージにはパッケージベンダ しか分からない部分があるので、システムベンダは、パッケージベンダからの 支援を受けることが必要であるが、被告は、新BRDの段階に至るまで本件プロジェクトにFIS社の社員を関与させてはいなかった。

争点2

本件プロジェクトが頓挫したことについての帰責事由

②スルガ銀行の協力義務違反

【結論】協力義務違反を否定

被告が主張する「スルガ銀行は現行の業務およびシステム分析の必要性を認めようとせず、資料すら満足に提供しなかった」という事実は、本件最終合意書が交わされる前の事情であり、このような事情が、本件システム開発の頓挫と関連するものということはできない。

原告がBPRにおいて商品数・帳票数の削減を行わなかったなどということはできない。

原告が帳票の削減や開発スコープの削減,調整に応じなかったなどということはできない。

争点2

本件プロジェクトが頓挫したことについての帰責事由

②スルガ銀行の協力義務違反

被告は、旧BRD及び新BRDを行っていた際、原告に対して本件最終合意書の内容を尊重する旨を述べ、原告から現行契約に基づく代金を受領していたのである。そうすると、そのような状況の下で、原告が本件最終合意書で記載された原告の支払金額89億7、080万円を強く主張したとしても、特段非難に値するものではなく、このことが原告の協力義務違反の根拠となるものとはいい難い。(中略)サービスインの時期の遅延は相当に大幅なものであるし、このような提案を原告が受け入れなければならないような根拠も見当たらない。

争点3 スルガ銀行の損害額

【結論】実損害については損害賠償請求を認め,逸失利益 については不確 定の要素が含まれているとして棄却

損益相殺の論点について

- <u>•••要件定義書は客観的な価値を有するとはいえない。</u>
- ①原告が被告以外のベンダとの間で現にシステム開発を行っている別件 プロジェクトではソフトウェアとしてCorebankが用いられていない。
- ②ベンダとパッケージソフトウェアが異なれば要件定義のやり方が異なってくるし、要件定義書の内容も異なってくるのであって、被告が原告に納入した要件定義書を別件プロジェクトに利用することは困難である。
- ③上記要件定義書は、平成18年当時の内容しか反映していないものであり、 内容的に古くなっている。
- ④他のベンダは、上記要件定義書の内容について、被告から引き継ぎを受けることも、被告に問い合わせをすることもできないのであり、これを別件プロジェクトに転用するには多大な作業 と費用を要する。

争点3 スルガ銀行の損害額

【結論】実損害については損害賠償請求を認め,逸失利益 については不確 定の要素が含まれているとして棄却

損益相殺の論点について

<u>***システム設計書は客観的な価値を有するとはいえない。</u>

本件プロジェクトで採用の予定されていたパッケージ又は製品が,原告が行っている別件プロジェクトにおいて客観的に利用され得るものであるとの事実を認めるに足りる証拠はない。そうすると,上記システム設計書が客観的な価値を有するものということはできない。

争点4 IBMからスルガ銀行に対する反訴請求の可否

【結論】反訴請求を認めない

本件システム開発について被告のプロジェクト・マネジメント義務違反が認められ、(中略)、原告が平成19年7月18日に本件最終合意及び本件個別契約(本件未払個別契約①及び同②を含む。)を解除する旨の意思表示をした以上、本件未払個別契約①及び同②に基づいて、原告が被告に対して契約代金を支払うべき義務はなく、被告は、原告に対し、本件未払個別契約①及び同②に基づく未払金の請求権を有しないものというべきである。

■ディスカッション(その1)

Q1 最終合意書第1条及び同第8条は、ユーザのため?ベンダのため?

(最終合意書)

第1条(新経営システム)

両当事者は、両当事者が合意する作業範囲、価格、支払条件及びその他の契約条件を規定する次の個別将来契約が両当事者により締結されることを条件として、本件システムの構築を被告への支払総額89億7080万円で被告が行なうことに同意する。

- a 個別将来契約
- b 現行契約

第8条(本合意書の性質)

・・・両当事者は、各関連個別契約の締結により、本契約及び基本合意書2通は、各 関連個別契約に順次置き換えられることを認識し、・・・

ただし、各個別契約(第1条記載の個別将来契約を含むがこれらに限定されない。) が締結され、各関連個別契約の中で両当事者の各局面における義務が規定されるまでは、いずれの当事者も本合意書に基づく何らの法的義務を負わないものとする

■ディスカッション(その1)

原告(スルガ銀行・ユーザ)の主張の法的構成 最終合意書の法的拘束力あり(締結の事実, 1条?)

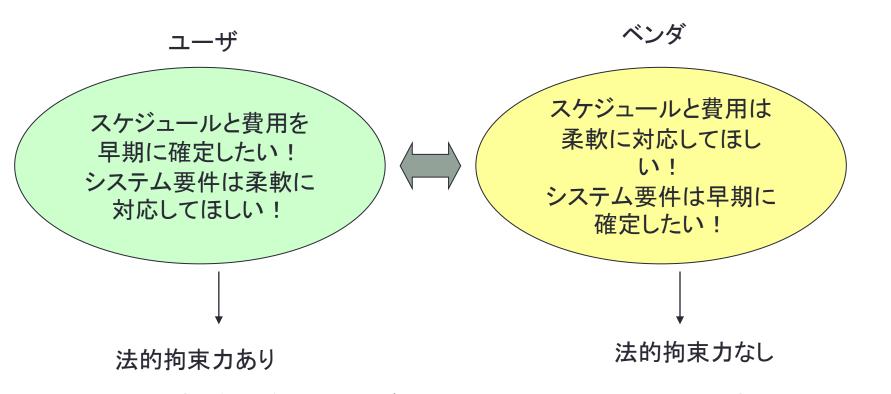
- →債務不履行解除(既締結個別契約も)
- →被告に帰責性あり(Corebankの選択, PM義務違反)
- →損害賠償請求(既払費用・逸失利益)

被告(日本IBM・ベンダ)の主張(反論) 最終合意書の法的拘束力なし(1条,8条但書)

- →履行は可能であった。既締結個別契約は履行済。
- →頓挫の責任は原告にある

■ディスカッション(その1)

システム要件定義の段階においては、未確定要素(リスク)大→多段階契約モデル



最終合意書1条・8条は、スルガ銀行と日本IBMの交渉(妥協)の産物? (1条・8条本文はスルガ銀行、1条の条件付与・8条但書は日本IBMが要求?)→よくよく考えると矛盾?紛争の元!

(1)本件における判断

- ◆・・・上記のとおり、本件最終合意書1条および8条ただし書によれば、本件最終合意書に記載された原告の支払金額の法的拘束力については、原告と被告との間で本件プロジェクトの各局面における義務を定めた個別契約が締結されることを前提条件として生ずるものとされていると解すべきである。
- ◆ そして、本件最終合意書1条記載の個別将来契約のうち、・・・個別契約の大半が 未締結であることが認められる。
- ◆ そうすると、上記支払額が法的拘束力を有する程度に条件が充たされているとはいえないので、被告の債務不履行又は不法行為の成立をいう原告の上記主張は採用することができない。→法的拘束力否定

(続き)

なお,・・・上記支払総額の規定が設けられたのは両当事者が目標とする重要な 指針を定める趣旨であることは疑いのないところであり、本件最終合意書が交わさ れた平成17年9月30日の時点において、被告は、本件システム開発のコスト見 積りの前提となる基礎数値を確定させて原告の支払金額を決めたものであること などからすれば、上記支払総額の規定された本件最終合意書が交わされたとの 事情が、被告の信義則上ないし不法行為上の義務違反の有無を考慮するに当た り意味を有し得るものであることを否定するものではない。

(2)裁判例

H22.7.13 東京地裁

(当事者)X:ソフトウェアの製作販売会社

Y: ネットワークシステムのコンサルティング会社

(事案)A大学らが富士通に対し、大学のサーバシステムの構築業務を委託し、富士通が富士通SCMシステムズに再委託し、富士通SCMシステムズがこれをYに再々委託し、Yがその一部をXに発注した。

Xは、Yに対し、Yが負うべきPM義務に違反してXに想定外の人件費相当額の損害を被らせたと主張して、債務不履行又は不法行為による損害賠償請求権に基づき300万円余の支払を求めた。

(判決)XY間で**請負契約**が成立したと認定したうえで、「本件請負契約が、サーバシステムの構築という**専門的な業務に関するもの**であることからすれば、これを請け負ったXは、**専門業者として納期までに作業を終えて納品する目的を達成するため、自己の作業の進行方法、管理、スケジュールの調整を含めた裁量権を有していたものと解される**ところであり、・・・請負業者の発注者であるYが、X主張のPM義務を負うことが本件請負契約上当然の前提となっていたとは認められない。→Xの主張棄却。

H16.3.10東京地裁

(当事者)国民健康保険組合(X), システムベンダ(Y)

(事案) 第二次電算システムの構築を委託

委託料 3億4650万円 うち2億5200万円支払済

納入期限までに完成せず、XはYに契約解除の意思表示

X→Y 債務不履行解除を原因とする原状回復請求権に基づき委託料2億5200万円の返還, 債務不履行による損害賠償請求権に基づき損害金合計3億4921万請求

Y→X Xの協力義務違反 債務不履行による損害賠償請求権,予備的に注文者の解除による損害賠償請求権(民法641条), 準委任契約解除による報酬及び損害賠償請求権(民法648条3項及び同法651条2項)

(判決)請負契約を認定。

Yは、システム開発の**専門業者として**、自らが有する高度の専門的知識と経験に基づき、本件電算システム開発契約の契約書に従って、これらに記載されたシステムを構築し、・・・合意のとおりの納入期限までに、本件電算システムを完成させるべき義務を負っていたものである(仕事完成義務)。

従って、Yは、納入期限までに本件電算システムを完成させるように、・・・PM義務を負っていたというべきである。

システムが完成に至らなかったのは、いずれか一方の当事者のみの責めに帰すべき事由によるものというのは適切でなく、・・・として当事者双方の責任をいずれも否定。

検討

- ■契約上の義務
 - ー請負契約上の義務
 - --専門的地位に基づく義務?仕事完成義務の要素?付随義務?
 - ー委任契約上の義務
 - --善管注意義務?
 - 一共同開発契約(非典型契約)
 - --両当事者の義務の措定?
- ■信義則上の義務
 - 一安全配慮義務?
 - 「ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った 当事者間において、当該法律関係の付随義務として当事者の一方 又は双方が相手方に対し信義則上負う義務」(最判S58.5.27)
 - -契約締結上の過失(交渉破棄型, 不当表示型)?
 - → 契約責任の拡張と契約類似当事者間における不法行為責任の交錯

検討(続き)-契約締結上の過失

契約成立過程における一方当事者の故意・過失によって相手方が損害を被った場合には、何らかの責任を肯定すべきであるという法理

要件

- ◆契約締結の成熟度が高いこと: 最終合意書の取り交わし
- ◆信義則違反と評価される帰責性があること
 - ➤ 信頼を惹起する先行行為があること: Corebankの活用, 費用, スケジュール, スコープの合意(最終合意書上の記載)
 - ➤ 信頼を裏切る行為があること: Corebankの活用のための開発方法, 体制を検討せず, 開発方法の問題を認識したにも拘わらず上記最終合意書を尊重する姿勢を取り続けた挙げ句, 費用増額, スケジュール遅延さらにはTCBの代替案を提案

効果

- ◆信頼利益(契約締結されると信じて行動したことにより支出した又は被った損害)
 - ▶ 個別契約による支払額、HW/SW調達額のみ
 - ▶ 逸失利益は認めず。但し因果関係なしとの理由?

法的性質

◆不法行為責任説 vs 契約責任説:「不法行為」と明記

契約準備段階の過失を認めた裁判例-H19.11.30 東京地裁

(当事者)システムベンダ(X), 労働者派遣事業を目的とする会社(Y)

(事案)YがXに対し基幹システム構築のための開発契約を発注

Xはフェーズ1を完了し、フェーズ2の作業を開始後、Yの経営方針によりシステム構築中止

- X→Y 開発費用等の支払請求(本訴)
- Y→X 既払金の返還請求(反訴)

(判決)

フェーズ2の合意成立せず。しかし、XとすればYにより発注がなされるとの強い信頼を持っており、Yは信頼を裏切って損害を負わせないように配慮する義務を負っていた。契約準備段階の過失を認めた。本訴一部認容。反訴については非債弁済であるとして請求棄却。

ディスカッション(その2)

◆Q2 あなたが、日本IBMまたはスルガ銀行の法務担当者または、顧問弁護士だったら、どの時点で何をすべきとアドバイスするでしょうか?

(本件事件の事実整理表をご参照ください)

(1)本件における判断

原告は、被告は、システム開発業者として、自らが有する高度の専門的知識と経験に基づき、納入期限までにシステムを完成させるようにユーザに提示し、ユーザとの間で合意された開発手順や開発手法、作業工程等に従って開発作業を進める(①)とともに、常に進捗状況を管理し、開発作業を阻害する要因の発見に努め、これに適切に対処すべき義務(②)や、ユーザのシステム開発への関わりについても適切に管理するなどの行為をすべき義務(③)(これらの義務を総称したものとしてのプロジェクト・マネジメント義務)を負っていたにもかかわらず、この義務を尽くさなかったのであり、・・・と主張するので、この点について検討する。

.

以上によれば、被告には、本件システム開発のベンダとして適切にシステム開発を 管理することなどを内容とするプロジェクト・マネジメント義務の違反があるものとい うべきである。 = 不法行為上の「過失」

認定されたPM義務違反①

- ◆Corebankを採用する上で、その機能や充足度、及び適切な開発方法について 予め十分な検証又は検討をしなかった。
- ◆FIS社とCorebankをカスタマイズするための役割分担,作業量・作業時間,費用等について十分検討したことやFIS社との間でこの点を協議するなどの,カスタマイズ作業を適切に実施できる体制を整えていなかった。

認定されたPM義務違反②

- ◆最終合意書の時点においても、被告がCorebankの改変権を有していないことが 、本件システム開発において作業の阻害要因に成り得ること等の事情について、 十分に説明していなかった。
- ◆平成17年9月の最終合意書記載のサービスインの時期を延期し、要件定義が終了した時点である平成18年11月に原告・被告間において、4段階サービスインを行なうことに合意したが、被告はその後もデリバリーが遅れる可能性が大きいと告げ、さらに平成19年3月に新たな5段階のサービスインを提案した。
- ◆かかる状況の下, 成算なくTCBを提案した。

認定されたPM義務違反③

- ◆平成17年9月の最終合意後、旧BRD及び新BRDが行なわれた経緯においても、被告は最終合意書の内容を尊重する姿勢を表明していた→原告は少なくとも平成18年8月に被告からサービスインの時期の修正について提案がなされるまで、最終合意書記載のサービスインの時期(平成20年1月一斉切替)及び費用(89億7080万円)を信用していた。
- ◆基本合意書(1)に「コアバンク」、最終合意書に「Corebank」と記載、個別契約においても、Corebankを利用することが明示的に合意。
 - →原告は、Corebankを基盤としてシステムを構築することが大前提であると信用していた。

検討

- ◆Corebankの選択の是非ではなく、PM義務(行為規範)に反したか否かを 判断
 - →技術的側面への深入りを回避
- ◆開発手法・体制そのものに係わる積極的なPM義務を認定 →SW開発管理部門での対応では不十分。設計部門と管理部門の密接な 連携の必要性
 - cf: 従来の(?)PM:スケジュール管理, 予算管理・・・消極的
- ◆PM義務違反が既締結個別契約の解除事由? 「被告のPM義務違反が認められ、・・・原告が平成19年7月18日に本件最 終合意及び本件個別契約を解除する旨の意思表示をした以上、本件未払 個別契約に基づいて、原告が被告に対して契約代金を支払うべき義務は ない」
 - →PM義務はシステム開発全局面に亘る義務であるとの理解 (最終合意書の趣旨から?)

6. まとめ

- ◆合意書締結の事実および前後の経緯(事情)から当事者の信義則上 ないし不法行為上の義務を認定
- ◆パッケージを利用したシステム開発におけるベンダのPM義務の内容を提示
- ◆PM義務違反による損害としてシステム開発契約を一体的に解釈
- ◆システム完成義務ではなくPM義務として拡大される可能性
- ◆ベンダの杜撰なPMへの警笛?では、どうすべきか?
 - →多段階契約は杜撰なPMの盾にはならない
 - →(PM義務履行は当然として)
 - 営業・技術・管理部門のリスク情報共有
 - +システム開発全体を見通したリスク分配をユーザと合意
 - +ベンダのリスク説明及びユーザの対応を逐一書面化